

○流山市立図書館設置等に関する条例

昭和53年3月31日

条例第12号

改正 昭和54年3月30日条例第20号

昭和56年3月31日条例第18号

昭和63年6月3日条例第14号

平成4年9月30日条例第32号

平成8年3月29日条例第5号

平成9年12月24日条例第25号

平成17年9月30日条例第25号

平成19年9月28日条例第32号

平成20年3月24日条例第15号

平成23年7月8日条例第16号

平成25年12月20日条例第42号

平成26年6月30日条例第18号

(図書館の設置)

第1条 市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市立中央図書館	流山市加一丁目1225番地の6
流山市立森の図書館	流山市東深井991番地
流山市立木の図書館	流山市名都借313番地の1

2 流山市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市立中央図書館北部分館	流山市美原1丁目158番地の2
流山市立中央図書館南流山分館	流山市南流山3丁目3番地の1
流山市立中央図書館初石分館	流山市西初石4丁目381番地の2
流山市立おおたかの森子ども図書館	流山市市野谷621番地の1

(事業)

第3条 図書館は、法第3条各号に掲げる事項を行うものとする。

2 図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 流山市立森の図書館

(2) 流山市立木の図書館

(3) 流山市立おおたかの森子ども図書館

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、別表第1に定めるとおりとする。

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日)

(2) 館内整理日(毎月末日(土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日に当たるときを除く。))

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(4) 特別整理期間(年15日以内で教育委員会が定める期間)

(使用の許可)

第8条 流山市立森の図書館の会議施設及び展示施設(以下「森の図書館会議

施設等」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、森の図書館会議施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、森の図書館会議施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 森の図書館会議施設等及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第8条第2項の規定により付する条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。

2 教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用期間)

第11条 森の図書館会議施設等は、同一使用者が同一施設を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に森の図書館会議施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、森の図書館会議施設等の使用を終了したとき(第10条の規定により、森の図書館会議施設等の使用の許可の取消し又は禁止があつ

たときを含む。)は、直ちに森の図書館会議施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第14条 使用者は、当該使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第8条第1項の規定による許可を受けた使用期日(以下「使用期日」という。)までに指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 森の図書館会議施設等の使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、図書館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(販売行為の禁止)

第18条 図書館又はその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第20号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月3日条例第14号）

この条例は、昭和63年6月4日から施行する。

附 則（平成4年9月30日条例第32号）

この条例は、平成4年11月16日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第5号）

この条例は、平成8年4月10日から施行する。

附 則（平成9年12月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成10年1月規則第1号で、同10年2月2日から施行）

附 則（平成17年9月30日条例第25号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行日前に受けた流山市立北部地域図書館の会議施設及び展示施設に係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月24日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例の規定により、現に任命されている委員であって、この条例の施行の日以後に当該任命期間が満了することとなる委員の任期は、平成20年3月31日をもって

満了したものとみなす。

- 3 第2条の規定による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後の北部地域図書館会議施設等の使用について適用し、同日前の北部地域図書館会議施設等の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月8日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前にこの条例による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例第8条の規定によりなされた北部地域図書館会議施設等の使用の許可であって施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第8条第1項の規定による森の図書館会議施設等の使用の許可とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 5 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第14条第2項及び別表第3の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山

市立おおたかの森子ども図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立おおたかの森子ども図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 5 条関係）

区分	業務
流山市立森の図書館	(1) 図書館の利用に関すること。 (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) 第 8 条に規定する使用の許可に関すること。 (4) 第 9 条に規定する使用の制限に関すること。 (5) 第 10 条（第 2 項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。 (6) 第 14 条から第 16 条までに規定する利用料金の收受、減免及び還付に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務
流山市立木の図書館 流山市立おおたかの森子ども図書館	(1) 図書館の利用に関すること。 (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第 2（第 6 条関係）

区分		平日	日曜日及び祝日法に規定する休日
流山市立中央図書館	図書館（分館を除く。）	午前 9 時 30 分から午後 8 時まで	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
	南流山分館	午前 10 時から午後 8 時まで	午前 10 時から午後 5 時まで
	上記以外の分館	午前 10 時から午後 5 時まで	

流山市立森 の図書館	図書館	午前9時30分から午後 8時まで	午前9時30分から午後 5時まで
	会議施設及び 展示施設	午前9時から午後9時まで	
流山市立木の図書館		午前9時30分から午後 8時まで	午前9時30分から午後 5時まで

別表第3（第14条関係）

森の図書館会議施設等利用料金表

使用単位	午前	午後1	午後2	夜間
使用区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
	円	円	円	円
会議室1	308	308	308	308
会議室2	308	308	308	308
和室	462	462	462	462
視聴覚室兼大 会議室	1,080	1,080	1,080	1,080
展示ギャラリー ー	1日当たり			514円

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間30分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）の1時間当たりの単価に100分の50を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。
- 2 流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が適用される場合は、同項の規定の適用後の利用料金とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 この表に定めるところにより算出した額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。